

施設情報シート

作成日 令和5年12月12日

施設名称	旧石切みやま会館	閉鎖時期	令和5年3月
所在地	浜松市天竜区春野町石切301番地の1		
立地条件 (交通手段)	・JR浜松駅より車で約2時間00分(最寄駅:遠州鉄道・天竜浜名湖鉄道西鹿島駅) ・天竜区役所より車で約1時間00分		

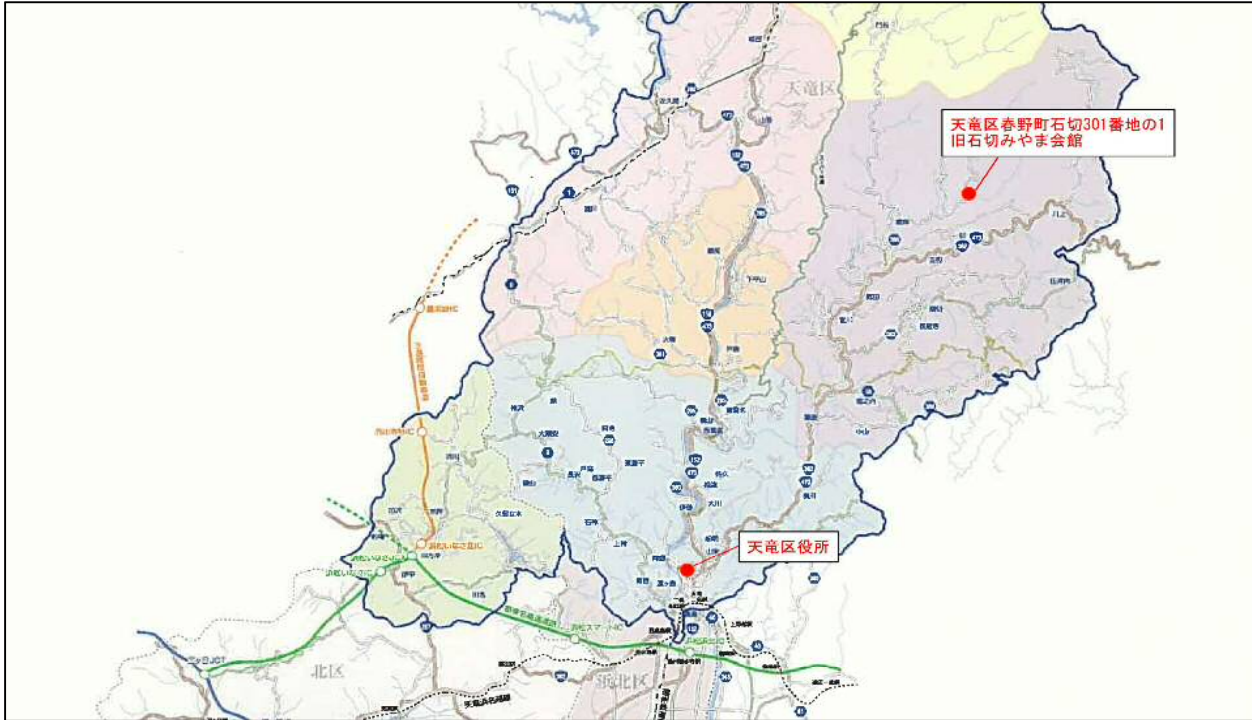
土地情報	代表地番	浜松市天竜区春野町石切301番1			他	8	筆	台帳地目	宅地					
	総面積	435.00 m ²		うち借地面積	0.00 m ²		都市計用途	都市計画区域外						
貸付単位	①	建物	建築年次	1997 (平成9)	年	主要構造	木	造	1	階	面積	166.71 m ²	耐震 (IS値)	-

写真



貸付け条件	<ul style="list-style-type: none">・現状有姿での貸付になります。・使用物件の適切な管理及び一切の費用の負担が必要となります。 (設備維持管理費(法定点検費用等)、敷地内の草刈、施設の修繕費用、光熱水費等を負担していただきます。)・浜松市水道事業の給水区域外です。当該施設に水を供給していた飲料水供給施設は地域住民不在となり廃止したため、自己水源により水を確保する必要があります。・単独浄化槽は令和5年2月17日に清掃済。・住居や別荘等、私的利用が主な目的と判断される場合は貸付できません。					
問合せ	課名	浜松市天竜区区振興課		電話	053-922-0016	
	メール	tn-shinko@city.hamamatsu.shizuoka.jp				

周辺地図



埋設物	未確認です。	
埋蔵文化財	文化財保護法(昭和25年法律第214号)第93条に基づく「周知の埋蔵文化財包蔵地」に該当しません。	
土壌汚染	土壌汚染対策法(平成14年法律第53号第6条に基づく「要措置区域」及び同法第11条に基づく「形質変更時要届出区域」には指定されていません。	
排水規制	水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)に基づく特定施設に該当する場合は届出が必要となります。	
設備	設置状況・規格	備考
電気	・契約が切れているため、中部電力パワーグリッドに申込、工事等が必要。	詳細は現地又は 図面により確認してください。
給水	・当該施設は浜松市水道事業の給水区域外です。 ・当該施設に水を供給していた飲料水供給施設は地域住民不在となり廃止したため、自己水源により水を確保する必要があります。	詳細は現地又は 図面により確認してください。
汚水処理	公共下水道区域外。トイレの汚水は単独浄化槽で処理していました。	詳細は現地又は 図面により確認してください。
雨水処理	雨水調整施設等なし	詳細は現地又は 図面により確認してください。
ガス	プロパンガス (プロパンボンベ撤去済み)	詳細は現地又は 図面により確認してください。
給湯器	給湯器あり	
空調設備	冷暖房設備なし	
消防設備	誘導灯、非常照明、非常警報、信号装置	詳細は現地又は 図面により確認してください。
通信設備	通信回線なし	
機械警備	機械警備なし	
地域活動	ありません。	
地域行事	ありません。	
投票所の開設	ありません。	
防災拠点としての指定状況	指定なし	
防災ヘリポート等の指定	指定なし	
石綿の有無	未調査です。含有の有無について調査を実施することを 推奨します。	
PCB使用電気機器の有無	PCB使用電気機器の設置状況調査は未実施です。PCB使用電気機器が発見された場合は、速やかに市へ報告してください。	